

マネジメントリポート

2006年 8月

今回のテーマ： 相続人等に対する株式の売渡請求

会社法を活用することにより、相続によって会社の後継者に好ましくないと考えられる者や敵対相続人が株式を保有してしまうという問題を解決することが可能となりました。

1 相続人等に対する株式の売渡請求とは

定款に定めを設けることで、相続・合併・分割等で株式が一般承継された場合に、その承継した者に対し、当該株式を売り渡すよう請求することができる制度です。

売渡しに際して承継した者の合意を必要とせず、強制的に買取りが可能な点がポイントです。

2 売渡請求手続きの概要

売渡請求に関する定款の定め	対象株式は譲渡制限株式に限られる 定款記載例) 当社は、相続その他一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。
売渡請求の決定	株主総会の特別決議（議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の2/3以上の賛成）をもってつぎの事項を定める。 ・ 売渡請求をする株式の種類および数 ・ 売渡請求対象となる株式を有する者の氏名または名称 請求対象者は、本総会において議決権を行使することができない
売渡請求	会社側が「相続等があったことを知った日」から1年以内に行う必要あり
売買価格の決定	原則は当事者間の協議による 当事者間の協議が整わない場合には、売渡請求の日から20日以内に裁判所に対し、売買価格 決定の申し立てをしないと売渡請求が失効する 売買価格...裁判所が売り渡し請求時における会社の資産状況その他一切の事業を考慮して決定した価格

3 売渡請求の留意点

- 多数派株主であるオーナーが有する株式もその対象となる。
オーナーの相続発生時に、少数株主である経営陣がオーナー株式を買い取るおそれ
(対策) オーナー所有株式についてのみ譲渡制限株式をはずす。(ただし、特例有限会社は一部の株式のみ譲渡制限をはずすことができない。)
- 売渡請求は分配可能額の範囲内でしか行うことができない。
定款に定めを設けても、純資産の部の状況から実行不可能な場合あり

お見逃しなく！

- 売渡請求に関する定款の定めは、相続発生後に定めた場合でも行使可能となります。
- 売渡請求の定めを設ける場合は、譲渡制限株式への変更と異なり、定款変更の反対株主に株式買取請求権は発生しません。